

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 12日（ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等適正化法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課(092-641-4141 内3184)
備 考： 法令の規定の解釈については、警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。